

令和 5 年 1 月実施

財政援助団体等監査結果報告書
(補助金及び指定管理者)

陸 前 高 田 市 監 査 委 員

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団 体 名	補 助 金	所 管 部 課
特定非営利活動法人まあむたかた	陸前高田市心の復興交流事業補助金 1,031,000 円	建設部 復興支援室
特定非営利活動法人 LAMP	陸前高田市心の復興交流事業補助金 1,105,000 円	建設部 復興支援室

2 監査を執行した監査委員

宗 宮 安 宏 監査委員（識見） 畠 山 恵美子 監査委員（議選）

3 監査の範囲

令和3年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和4年12月19日～令和5年1月18日

概要説明日 令和5年1月19日、令和5年1月24日

5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の令和3年度予算書及び決算書
- (3) 当該補助金に係る交付要綱等
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

特定非営利活動法人まゐむたかた

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって大きな影響を受けた自治体やそこに住む人々に対して、地元住民自らが復興においての中心的な担い手となるための様々な支援を行うとともに、地元住民主体による活気あふれる地域の再生を目的に設立されたものである。

ひとつづくり事業、ひとつなぎ事業、ひととまち事業の 3 つの事業を柱に、住民自らが復興の担い手となるための基盤作りや弱体化した又は新しく生まれたコミュニティに対しての人と人との交流の場の提供、行政や様々なアクターとの協働を通し、気仙地域各自治体に対するまちづくりにおける支援や政策提言を行うこととしている。

イ 補助金の交付

令和 3 年度陸前高田市心の復興交流事業補助金については、令和 3 年 8 月 25 日及び令和 4 年 3 月 31 日に補助金交付申請が提出され、令和 3 年 8 月 25 日及び令和 4 年 3 月 31 日付けで補助金交付決定を受けている。

令和 3 年度の補助金額は 1,031,000 円であり、被災者自身の積極的な参画の下、地域のつながり強化、生きがいつくり等に効果的な支援活動を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、前金払として令和 3 年 9 月 22 日に 1,000,000 円が請求され、10 月 6 日に指定口座に振り込まれている。また、令和 4 年 4 月 21 日には精算払として 31,000 円が請求され、4 月 27 日指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、前述した特定非営利活動法人まゐむたかたの実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和 3 年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
学びと参加による地元住民主体の地域づくりを目指す。全ての人に居場所と出番があり、健康やかに生きがいを感じて暮らせるまちづくりを目的とする。	1 リメイク講習会 2 つまみ細工講習会 3 SDG s 交流サロン 4 移動式カルチャースクール	1,031,083

(3) 収支状況

令和3年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	1, 199, 000	1, 031, 000	△168, 000
自 己 資 金	263	83	△180
計	1, 199, 263	1, 031, 083	△168, 180

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
賃 金	698, 000	653, 000	△45, 000
報 償 費	265, 028	214, 000	△51, 028
旅 費	30, 430	13, 570	△16, 860
需 用 費	31, 405	46, 687	15, 282
役 務 費	0	1, 176	1, 176
使 用 料	105, 400	81, 650	△23, 750
賃 借 料	69, 000	21, 000	△48, 000
計	1, 199, 263	1, 031, 083	△168, 180

(4) 監査の所見

令和3年度における陸前高田市心の復興交流事業補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認められたが、一部書類において不備が見受けられたことから、担当課と連携を図り提出書類について各種規定に沿ったものとなっているか十分に精査し、適正に事務執行されるよう改善されたい。

当該事業は、支援団体等が、東日本大震災による被災者自身の積極的な参画の下、被災地の地域のつながり強化、生きがづくり等に効果的な支援活動を行い、心の復興を進めるために大きな役割を果たすものと認識している。しかしながら、補助団体が活動を展開するにあたり関係機関等との連携が滞り、当初の計画より大幅に参加者数等が減少している状況が見受けられたことから、担当課は補助団体が当初の事業計画に沿って目的を達成できるよう助言と指導を行い、効果的な事業となるよう努められたい。

◆ 補助団体名

特定非営利活動法人 LAMP

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

「米崎りんご」の生産・販売に係る事業を行い、陸前高田市内で営農する農業従事者に対して、販路の開拓、6次産業化、働き手の提供、交流促進等の支援を行い、農業の活性化を通して、「暮らし続けられるふるさとづくり」に寄与することを目的に設立されたものである。

イ 補助金の交付

令和3年度陸前高田市心の復興交流事業補助金については、令和3年8月3日及び令和4年3月29日に補助金交付申請が提出され、令和3年8月16日及び令和4年3月31日付けで補助金交付決定を受けている。

令和3年度の補助金額は1,105,000円であり、被災者自身の積極的な参画の下、地域のつながり強化、生きがいつくり等に効果的な支援活動を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、前金払として令和3年8月26日に1,054,000円が請求され、9月10日に指定口座に振り込まれている。また、令和4年4月11日には精算払として51,000円が請求され、4月20日指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、前述した特定非営利活動法人 LAMP の実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和3年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
被災農家が農業への思いを共有するための「農家座談会」を実施するとともに、市内各所で農産物販売会を実施し、震災前の賑わいを取り戻すことで「心の復興」を達成することを目的とする。	1 本当の復興を目指して「農家座談会」 2 地域の農産物を知ってもらう、つながり作り販売会	1,105,668

(3) 収支状況

令和3年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	1,174,000	1,105,000	△69,000
自 己 資 金	432	668	236
計	1,174,432	1,105,668	△68,764

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
賃 金	965,000	965,000	0
報 償 費	140,000	130,000	△10,000
旅 費	4,400	0	△4,400
需 用 費	57,112	10,668	△46,444
使 用 料	7,920	0	△7,920
計	1,174,432	1,105,668	△68,764

(4) 監査の所見

令和3年度における陸前高田市心の復興交流事業補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認められたが、精算処理において一部修正を要する箇所が見受けられたことから、担当課と連携を図り提出書類について各種規定に沿ったものとなっているか十分に精査し、適正に事務執行されるよう改善されたい。

当該事業は、支援団体等が、東日本大震災による被災者自身の積極的な参画の下、被災地の地域のつながり強化、生きがづくり等に効果的な支援活動を行い、心の復興を進めるために大きな役割を果たすものと認識している。しかしながら、補助団体の事業における参加者や開催内容、参加者数や実績のとりまとめ方等に改善の余地があることから、担当課は補助団体が当初の事業計画に沿って目的を達成できるよう助言と指導を行い、効果的な事業となるよう努められたい。

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指定管理者	所管部課
陸前高田市営農拠点施設	大船渡市農業協同組合	地域振興部農林課

2 監査を執行した監査委員

宗 宮 安 宏 監査委員（識見） 畠 山 恵美子 監査委員（議選）

3 監査の範囲

令和3年度に執行された公の施設の指定管理に関すること

4 監査の期間

令和4年12月19日～令和5年1月17日

概要説明日 令和5年1月18日

5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市営農拠点施設

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設の目的と運営方針

地域農業の経営及び生産技術等を総合的に指導するとともに、施設の共同利用による営農の効率化を図り、地域農業の振興に資するための施設となっている。

運営方針としては、営農指導員を駐在させるとともに、関連機関の職員が市内農家を巡回指導する際の待機場として活用し情報共有を図ることで、農業従事者や新規就農者への技術指導のみならず、生産から販売に至るまでの流通に関する一元的な営農指導ができる場所を目指している。

また、施設の会議室・研修室を利用して栽培指導会などの各種研修会を行い、農家が学べる場としての役割も目指している。

イ 施設の概要

(7) 所在地

陸前高田市米崎町字川崎 238 番地 1

陸前高田市米崎町字川崎 238 番地 2

(4) 施設規模等

区 分		面 積 (㎡)
延床面積	陸前高田市総合営農指導センター	985.92
	陸前高田市果樹野菜集出荷センター	1,822.00
	陸前高田市ライスセンター	519.70

(9) 開設年月日 平成 26 年 10 月 1 日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとし、平成 30 年 4 月 1 日に大船渡市農業協同組合と「陸前高田市営農拠点施設の指定管理に関する基本協定」を締結している。

令和 3 年度分の年度協定については、令和 3 年 4 月 1 日に締結しており、指定管理料 6,040,650 円を 4 期に分割して支払っている。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(7) 統括責任者

総合営農指導センター施設長兼果樹野菜集出荷センター所長兼ライスセンター所長
菊 田 勝

(4) 職員の配置

管理運営担当（常勤）20 名、 業務担当（非常勤）14 名、計 34 名

イ 利用状況

令和3年度 月別利用件数及び利用料金

月	利用件数（件）	利用料金（円）	月	利用件数（件）	利用料金（円）
4月	5	0	10月	109	1,794,948
5月	6	0	11月	89	2,428,760
6月	5	0	12月	75	2,552,168
7月	7	0	1月	11	33,166
8月	8	3,000	2月	4	0
9月	29	1,606,181	3月	11	1,200
			合 計	359	8,419,423

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田市営農拠点施設条例及び陸前高田市営農拠点施設規則並びに陸前高田市営農拠点施設の指定管理に関する基本協定書及び陸前高田市営農拠点施設の管理に関する年度協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

主に当該組合で発行されている広報誌を活用し、施設の紹介や果樹（りんご）・トマトの選果時期の案内等を定期的に行うとともに、各野菜果樹部会員が集まる場で周知を行うなど積極的にPRを図ることにより、利用率の向上に努められている。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、一部において協定書等との相違が見受けられたことから、担当課と連携を図り各種規定に沿って事務執行されるよう改善されたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により研修施設としての利用者の減少は見受けられたものの、平成26年度に利用が始まって以来、農業に関わる人々にとって有用な施設であり、地域農業に果たしている役割は大きいものであると認識している。

引き続き、施設の適正な管理運営に努められるとともに、農業従事者及び新規就農者に対し技術指導及び農業経営に関する助言と指導を行い、農産物のブランド価値の向上や販路拡大に努められることを期待するものである。